

大口町消防団分団運営交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町消防団の分団及び予防啓発団(以下「分団」という。)が行う消防団活動に必要な経費を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付額)

第2条 分団が行う消防団活動に必要な経費の交付金(以下「運営交付金」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる算定内容により得られた金額の合算額とし、分団長又は予防啓発団代表(以下「分団長等」という。)に交付するものとする。

区分	算定内容
分団員割額	別表に掲げる経費の範囲により、毎年度5月1日現在の分団員実員数を乗じて得た額
事業加算額	毎年度、予算の範囲内で定める額

(交付申請)

第3条 分団長等は、運営交付金の交付を受けようとするときは、消防団分団運営交付金交付申請書(様式第1)に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに消防団分団運営交付金交付決定通知書(様式第2)を分団長等に通知するものとする。

(交付金の請求)

第5条 分団長等は、前条の通知を受け運営交付金を請求しようとするときは、消防団分団運営交付金請求書(様式第3)を町長に提出しなければならない。

(帳簿の整理)

第6条 運営交付金の交付を受けた分団長等は、消防団活動の状況、費用の収支、

その他関係ある事項を明らかにする帳簿を備えておかなければならない。

(収支決算報告書)

第7条 分団長等は、当該年度の運営事業が完了したときは、消防団分団運営交付金収支決算報告書(様式第4)により、町長に報告しなければならない。

2 前項の報告期限は、運営事業完了の日から起算して1月以内又はその翌年度の4月30日までのいずれか早い日とする。

(是正のための措置)

第8条 町長は、消防団の運営事業の成果が第1条に定める趣旨に適合しないと認めるときは、必要に応じて分団が経理する諸帳簿等を調査し、又は報告を求めたうえで、これに適合させるための措置を命ずることができる。

(要綱の見直し)

第9条 町長は、この要綱の施行から3年ごとにこの要綱の内容について検討し、必要が生じた場合には見直しを行うものとする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則(平成30年12月27日 大口町告示第114号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日 大口町告示第48号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

分団員割額の算定に用いる経費の範囲及び基礎額

区分	経費の範囲	消防分団 経費(円)	予防啓発団 経費(円)
分団運営費	事務費、会議費、消耗品費、研修費、通信連絡費、その他消防団活動を遂行する上で必要な経費	7,500	7,500
分団車庫維持 管理費	資機材、装備品、分団車庫の維持管理にかかる経費	2,500	0
計		10,000	7,500

様式第1（第3条関係）

年 月 日

大口町長 様

大口町 分団・予防啓発団
分団長・代表

消防団分団運営交付金交付申請書

年度消防団分団運営交付金として、下記の金額を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1)事業計画書

(2)収支予算書

様式第2（第4条関係）

第 号
年 月 日

大口町 分団・予防啓発団
分団長・代表 様

大口町長



消防団分団運営交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度消防団分団運営交付金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 交付決定額 金. 円

様式第3（第5条関係）

年 月 日

大口町長 様

大口町 分団・予防啓発団
分団長・代表

消防団分団運営交付金請求書

年 月 日付け大口第 号で決定のあった 年度消防
団分団運営交付金について、下記のとおり交付金の請求をします。

記

1 交付金請求額 金. 円

様式第4（第7条関係）

年 月 日

大口町長 様

大口町 分団・予防啓発団
分団長・代表

消防団分団運営交付金収支決算報告書

年 月 日付け大口第 号により交付の決定を受けました
年度消防団分団運営交付金について、下記のとおり報告します。

記

収入の部

支出の部

科目	金額	科目	金額
計	円	計	円